

国民健康保険税納税通知書等封入封かん業務委託仕様書

本仕様書は、国民健康保険税納税通知書（以下「納税通知書」という。）及び納付書の封入封かん等の業務（納税通知書及び納付書の裁断、製本、封入封かん等）について、生駒市（以下「甲」という。）が本件業務受託者（以下「乙」という。）に委託する業務の内容を定めたものである。

1. 概要

乙は、甲が印字した連続用紙の納税通知書及び納付書を裁断・製本し、甲が指定する方法により封入封かん作業等を行い、納品日までに指定の場所へ納品する。

2. 委託業務の内容

詳細については、別紙封入作業書のとおり。

（１） 当初課税通知分（第１期） ７月

- ① 一般用 約 7, 0 0 0 件
 - ・ 納税通知書（7ページ） 左糊付け製本を行うこと
 - ・ 納付書 9 枚
 - ・ 同封物（チラシ 4 点）
- ② 口座用 約 6, 5 0 0 件
 - ・ 納税通知書（4ページ） 左糊付け製本を行うこと
 - ・ 同封物（チラシ 3 点）
- ③ 特別徴収用 約 3, 0 0 0 件
 - ・ 納税通知書（4ページ） 左糊付け製本を行うこと
 - ・ 同封物（チラシ 3 点）

以上、一般用・口座用・特別徴収用ごとに、甲の用意する封筒（アラビア・横開き）へ封入封かんする。

(2) 月例異動分(第2期～第5期) 8月～11月

① 一般用 各期 最大500件

- ・納税通知書(7ページ) 左糊付け製本を行うこと
- ・納付書最大9枚(可変)
金額欄にアスタリスク(*)が出力された納付書を抜き取ること

② 口座用 各期 最大200件

- ・納税通知書(4ページ) 左糊付け製本を行うこと

以上、一般用・口座用ごとに、甲の用意する封筒(アドヘア・横開き)へ封入する。

3. 納税通知書及び納付書を作成する電算業者

名称: 日本電子計算株式会社 大阪支店

所在地: 大阪市北区中之島3丁目6番32号

4. 納品日

乙の都合により納品日が変更となった場合でも、当初課税通知分は中2日、月例異動分については中1日の作業日において甲への納品日を厳守すること。また、電算業者あるいは乙の都合により上記の作業期間を確保できなくなった場合においても、甲が認める場合を除き、乙が電算業者と協議の上、甲への納品日を厳守すること。

当初課税通知分

電算業者からの納品日	甲への納品日
令和7年7月7日(月)	令和7年7月10日(木)

月例異動分

国保税納期	甲からの引き取り日	甲への納品日
第2期	令和7年8月5日(火)	令和7年8月7日(木)
第3期	令和7年9月3日(水)	令和7年9月5日(金)
第4期	令和7年10月3日(金)	令和7年10月7日(火)
第5期	令和7年11月6日(木)	令和7年11月10日(月)

5. 納税通知書及び納付書、封入物、封筒の受渡場所

当初課税通知分の納税通知書及び納付書は、電算業者からの受け取りとなるため4の納品日を守れるよう、3の電算業者と協議すること。

また、月例異動分（第2期から第5期分）の納税通知書及び納付書は、甲からの受け渡しとなるため生駒市役所へ引き取りに来ること。

甲の用意する封筒は、当初課税通知分（アラビア）は乙へ直送による納品とし、月例異動分（アドヘア）は第2期の引き取り時に、生駒市役所において甲から乙へ引き渡すものとする。

なお、月例異動分（アドヘア）封筒については、委託期間終了時まで乙において保管するものとする。

6. 甲への納品における受渡場所

生駒市東新町8番38号

生駒市役所

7. 注意事項

- （1） 甲が用意する封筒は、当初課税通知分（第1期）はアラビア、月例異動分（第2期～第5期）はアドヘアとする。
- （2） 月例異動分（第2期～第5期）は封入のみで、封かんはしないこと。
- （3） 月例異動分（第2期～第5期）の一般用の納付書について、金額欄にアスタリスク（＊）が出力されたものを抜き取ること。
- （4） 封入封かん後の並び替えについては、納税通知書の出力順（一般用・口座用・特別徴収用ごと）とし、納品時の箱には「一般用」・「口座用」・「特別徴収用」の区別が分かるように明記すること。

8. その他

- （1） 乙は封入封かん業務において、機械の事故などにより納税通知書等を破損した場合、これを別途仕分けした上で、甲へ報告を行うこと。

- (2) 本仕様書に定めのない事項については、別途甲と乙の協議の上、決定すること。
- (3) 業務の遂行にあたっては、公権力の行使に遅滞等支障があってはならないこと、個人情報を取り扱う業務であることの重要性を認識し、仕様書及び委託契約書の内容を遵守すること。

9. 秘密の保持

- (1) 乙は、委託業務を履行するうえで直接または間接に知り得た事項は、一切第三者に洩らし
てはならない。契約終了後においても同様とする。
- (2) 乙は、委託業務の履行をするため個人情報を取り扱う場合は、個人情報の保護に関する法
律（平成十五年法律第五十七号）の規定及び特記事項に掲げる事項を遵守しなければなら
ない。
- (3) 乙は、委託業務を処理するに当たっては、生駒市の保有個人情報の管理に関する規定に基
づき、この契約による業務を処理するため取得、作成等し、又は発注者から引き渡された
資料等に記録された個人情報の安全管理措置を講じなければならない。
- (4) 乙は、委託業務を処理するに当たっては、生駒市情報セキュリティ基本方針及び生駒市情
報セキュリティ対策基準の趣旨に基づき、情報セキュリティの確保に努めなければならな
い。